

《 上野原市災害時協力井戸の登録に係る質問集 》

【主旨・登録等について】	3
Q 1) 災害時協力井戸とはどのようなものか?	3
Q 2) 誰でも登録できるか?	3
Q 3) どんな井戸でも登録できるか?	3
Q 4) 井戸が屋外でも屋内でも登録可能か?	3
Q 5) 電動ポンプ等の設備は無く、手動ポンプだが、登録できるか?	3
Q 6) 井戸があれば全て登録しなければならないか?	4
Q 7) すでに地域に提供することになっている井戸も登録が必要か?	4
Q 8) 登録するには最初に何をすればよいのか?	4
Q 9) 申請から運用開始までの手順はどうなるか?	4
Q 10) 登録の際には、どのような現地調査を行うのか?	4
Q 11) 登録した特典等はあるか?	5
Q 12) 電動ポンプ汲み上げなので、停電時は使用できないが登録できるか?	5
Q 13) 登録後、井戸水が出なくなった場合にはどうすればよいのか?	5
【水質や検査等について】	5
Q 14) 水質検査をしていないが、登録できるか?	5
Q 15) 全く使用していない井戸だが登録できるか?	5
Q 16) 市で水質検査してもらえるのか?	5
【修理等について】	5
Q 17) 井戸（設備等）が壊れているため、登録時に市で修理してもらえるか?	5
Q 18) 登録後に井戸（設備等）が壊れた。市で修理をしてもらえるか?	6
Q 19) 配水中に井戸（設備等）が壊れた。市で修理をしてもらえるか?	6
【公表等について】	6
Q 20) 登録すると公表されるのか?	6
Q 21) 何が公表されるのか?	6
Q 22) 氏名を公表されるのか?	6
Q 23) いつ、どのように公表するのか?	6
Q 24) 登録されると井戸や周辺に標識を付けるのか?	6
Q 25) 標識は常時掲示するのですか?	6
Q 26) 登録された井戸は誰でも使えるのか?	7
Q 27) どんな時に登録された井戸を使うことができるのか?	7
Q 28) 井戸水の提供する時の費用負担はどうなるか?	7
Q 29) 実際に井戸水を提供する時は、どうするのか? 誰が提供するのか?	7
Q 30) 配水にかかる容器（給水袋、バケツ等）は誰が準備するのか?	7

【登録後の管理等について】	7
Q 3 1) 登録された後は何かしなければならないか?	7
Q 3 2) ポンプの点検費用や電気代等は市で負担してもらえるか?	8
【責任・保証等について】	8
Q 3 3) 災害時に必ず使えるという保証はないが、登録できるか?	8
Q 3 4) 井戸水を飲んで健康被害等が発生した場合、誰が責任を取るのか?	8

【主旨・登録等について】

Q 1) 災害時協力井戸とはどのようなものか？

A：能登半島地震などの過去の大災害において、水道の断水等が発生し、長時間にわたって水の確保が困難になったことから、本市においても、懸念されている首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大災害において、水の確保が困難になる可能性も考えられるために、厚意で井戸水を提供していただける方に井戸を事前にご登録いただき、その場所等を市において広く周知し、復旧するまでの間に地域住民等が共助により生活に必要な水を確保することを目的としています。

Q 2) 誰でも登録できるか？

A：井戸の「所有者」又は「管理者」に申請していただきます。

なお、申請については、個人のほか、自治会等の団体や事業者等の法人等、形態を問わず可能としています。

Q 3) どんな井戸でも登録できるか？

A：要件があります。

『上野原市災害時協力井戸の登録に関する取扱要領』の第2条に定める6つの要件を全て満たしている井戸であれば登録が可能です。

なお、登録に際しては、申請者の立会いのもと、事前に市職員が現場にて調査等を行い、要件等を確認させていただきます。

《登録の要件》

- (1) 市内に所在する井戸であって、井戸の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）により適正に管理され、継続的に使用可能なものであること。
- (2) 災害時に生活用水の無償提供ができること。
- (3) 井戸の位置情報を公表することができること。
- (4) 井戸水を汲み上げることができること。
- (5) 井戸枠等があり安全であること。
- (6) 井戸を汚染するようなものが周囲にないこと。

Q 4) 井戸が屋外でも屋内でも登録可能か？

A：井戸の位置は、屋内でも屋外でも登録可能です。

Q 5) 電動ポンプ等の設備は無く、手動ポンプだが、登録できるか？

A：登録できます。

電動、手動、つるべ等の方法を問わず、安全に取水できるものであれば登録可能です。

Q 6) 井戸があれば全て登録しなければならないか？

A：その必要はありません。

所有者又は、管理者の厚意により「災害時に地域住民へ井戸水を提供いただくこと」や「井戸の所在地等を公表すること」等に同意いただいたものについて登録をお願いしています。

Q 7) すでに地域に提供することになっている井戸も登録が必要か？

A：その必要はありません。

この制度は、地域内にある資源を地域内で分け合うという共助の一助となるように設けられた制度です。すでに、このような取り組みをしている地域の井戸は、登録する必要はありません。

しかしながら、登録することにより、広く周知することができますので必要に応じてご検討ください。

Q 8) 登録するには最初に何をすればよいのか？

A：市へ申請していただきます。

登録は、「様式第1号 上野原市災害時協力井戸登録申請書」へ必要事項をご記入の上、危機管理室へご提出ください。

Q 9) 申請から運用開始までの手順はどうなるか？

A：運用開始までの概要は、下記のとおりとなります。

「登録申請書」の提出（申請者から市へ提出いただきます。）

↓

「内容確認・現地調査」の実施（市が現地調査を実施します。）

↓

「登録結果通知書」の発送（市から申請者に、登録結果通知書を送付します。）

※登録を決定した場合は、標識も一緒に送付します。

↓

「公表」（市がホームページで公表します。）

↓

災害時協力井戸として登録・運用の開始

Q 10) 登録の際には、どのような現地調査を行うのか？

A：登録の要件を満たすかを確認・調査させていただきます。

申請者のご都合のよい日時を選定し、市職員がお伺いします（その際には、立会いをお願いします）。

現地にて、「取水の状況」、「管理の状況」、「汲み上げ方式」、「安全の状況」、その他必要に応じた事項を確認・調査させていただきます。

また、登録後は台帳整備を行いますので、井戸及び周辺の写真を撮らせていただきます。

Q 1 1) 登録した特典等はあるか？

A：特典は特にありませんが、地域における「防災力の向上」が期待できるものと考えます。

Q 1 2) 電動ポンプ汲み上げなので、停電時は使用できないが登録できるか？

A：登録できます。

電力が復旧し、井戸設備等が安全に使用できる場合にご協力いただきたいと思います。

Q 1 3) 登録後、井戸水が出なくなった場合にはどうすればよいのか？

A：市へ申請をいただき、登録の取り消しをさせていただきます。

登録の取り消しは、「様式第5号 上野原市災害時協力井戸登録取消申請書」を危機管理室へご提出ください。ご提出いただき次第、市にて登録解除を行います。

【水質や検査等について】

Q 1 4) 水質検査をしていないが、登録できるか？

A：使用している井戸であれば登録できます。

この制度では、飲料用及び炊事以外の洗濯、トイレ、掃除等の用途に使用するための生活用水として登録していただきます。普段から飲料用として使用していない場合でも、生活用水として使用していれば登録は可能です。

Q 1 5) 全く使用していない井戸だが登録できるか？

A：登録できません。

日常使用せずに水が置き換わらなかった井戸水は、菌の発生や濁りや着色等の可能性があるため、リスクを考えると使用していない井戸は登録できないこととなります。

Q 1 6) 市で水質検査してもらえるのか？

A：市では実施しません。

この制度は、あくまでも所有者及び管理者が管理し使用している井戸を災害時には地域に分けていただくという趣旨になります。このため、登録の要件を「適正に管理され、継続的に使用可能なものであること」としております。

【修理等について】

Q 1 7) 井戸（設備等）が壊れているため、登録時に市で修理してもらえるか？

A：市で修理はしません。

この制度は、既設でそのままの状態で使用できる井戸を登録してもらうものです。
修理については、登録前も登録後についても、井戸の所有者又は管理者においてお願いします。

Q 1 8) 登録後に井戸（設備等）が壊れた。市で修理をしてもらえるか？

A：市で修理はしません。

Q 1 7のとおりです。

Q 1 9) 配水中に井戸（設備等）が壊れた。市で修理をしてもらえるか？

A：市で修理はしません。

基本的にQ 1 7のとおりと考えますが、使用者（原因者）の責によることが明らか
な場合であれば、使用者（原因者）にて修理等をいただくことが望ましいと考えます。
所有者又は管理者と使用者（原因者）にて協議等いただき、対応してください。

【公表等について】

Q 2 0) 登録すると公表されるのか？

A：災害時等に井戸を使用できるように市ホームページで公表します。

Q 2 1) 何が公表されるのか？

A：「所在地」、「汲み上げ方式」、「個人 or 事業所」を公表します。

Q 2 2) 氏名を公表されるのか？

A：Q 2 1のとおりです。「所有者等の氏名」は公表しません。

Q 2 3) いつ、どのように公表するのか？

A：「登録結果通知書」により通知した時点で市ホームページで公表します。

Q 2 4) 登録されると井戸や周辺に標識を付けるのか？

A：井戸周辺の認識しやすい場所に掲示していただきます。

Q 2 5) 標識は常時掲示するのですか？

A：制度の趣旨からのご理解・ご協力をお願いします。

【井戸水の提供・使用について】

Q 2 6) 登録された井戸は誰でも使えるのか？

A：基本的に誰でも使用できます。

災害時に水道が断水となった場合には誰でも使用できます。ただし、所有者等の厚意による提供ですので、事業用、営利目的など意に反する使用はやめてください。

Q 2 7) どんな時に登録された井戸を使うことができるのか？

A：災害の種類は問わず、「災害による断水が生じた場合」で「所有者等の協力できる範囲」としています。

なお、使用開始の際等の市への連絡は不要です。

Q 2 8) 井戸水の提供する時の費用負担はどうなるか？

A：所有者又は管理者にて負担いただきます。

本制度は、登録者の厚意と災害時の助け合いの精神を基本理念としているため、井戸水の費用と（井戸水の）提供にかかる費用（電動ポンプの電気代等）については、所有者又は管理者にご負担いただくことになります。

同様に使用者から料金を徴収することは想定していません。

Q 2 9) 実際に井戸水を提供する時は、どうするのか？誰が提供するのか？

A：所有者又は管理者の方で判断・指定した方法で実施してください。

配水に際しては、できる限り公正・公平性に準拠するようご配慮等いただき、配水の時間、立会の有無、配水量のルール等については、所有者又は管理者の判断をもって実施してください。

なお、配水に際して、市職員等が立会い等することはありません。

Q 3 0) 配水にかかる容器（給水袋、バケツ等）は誰が準備するのか？

A：配水を受ける方（使用者）でご準備ください。

予め所有者又は管理者及び市等で配水用の器具や容器を備えるものではありません。

【登録後の管理等について】

Q 3 1) 登録された後は何かしなければならないか？

A：特にありませんが、これまで同様に普段から井戸を使用等いただき、適正に維持管理に努めていただくようお願いします。

Q 3 2) ポンプの点検費用や電気代等は市で負担してもらえるか？

A：市では負担しません。

Q 3 1 と同様に、制度の趣旨からも、修理を含め、ポンプ等の点検費用や電気代については、これまでと同様に所有者又は管理者にてご負担ください。

【責任・保証等について】

Q 3 3) 災害時に必ず使えるという保証はないが、登録できるか？

A：登録できます。

地震等の発生後は、井戸枠の破損や水脈の変化等が発生し、これまで澄んでいた水が濁ったり、水が枯れてしまったりすること考えられます。

この制度の趣旨は、登録いただいた井戸が「災害発生時に使用できる状況であれば、使用させていただく」というものですので、登録に際して、予め井戸を補強する工事を実施することや予備のポンプを導入いただく等の災害対応等の準備等をしていただく必要はありません。現在、取水できれば、そのままの状態が可能です。

同時に登録にともなう災害時における取水を所有者又は、管理者に保障いただくものではありません。

Q 3 4) 井戸水を飲んで健康被害等が発生した場合、誰が責任を取るのか？

A：飲料用として使用した方、個人の責任となります。

この制度の趣旨として、基本的に井戸水を飲料用及び炊事用以外の生活用水（洗濯、トイレ、掃除等）に使用することとしています。

なお、飲料水については、各家庭内で最低3日分、できれば7日分の備蓄をいただくように啓発しています。